

中新田保育所民営化Q & A



令和4年3月
加美町子育て支援室

【目 次】

民営化計画について _____ 1～5

- Q 1 なぜ民営化するのか？
- Q 2 中新田保育所が直面している課題は何か？
- Q 3 民営化してどの程度の経費が削減できるのか？
- Q 4 保育士が不足するのであれば、新規採用を増やすべきではないか？
- Q 5 民営化は、町の責任の後退または放棄にならないのか？
- Q 6 加美町は私立園が少ないのか？
- Q 7 民営化のメリット、デメリットは？
- Q 8 最終的には、すべての町立の幼児教育・保育施設が民営化されるのですか？
- Q 9 民営化する保育施設をどのようにして決めたのか？
なぜ、中新田保育所を民営化するのか？
- Q 10 これまで検討してきた内容は？

民営化の手法や移管先法人について _____ 6～8

- Q 1 民営化までのスケジュールや手順は？
- Q 2 民営化の方法を民間委託ではなく、民間移管としたのはなぜか？
- Q 3 移管先法人をどのように選定するのか？
- Q 4 移管した法人が、万が一、経営破たんした時はどうするのか？
- Q 5 引き受ける法人のメリットは何か？
- Q 6 民営化後の法人のメリットは何か？
民営化を引き受けた法人は、その後の利益を何で賄うのか？

民営化後の保育内容等について _____ 9～12

- Q 1 民営化した場合、保育内容や行事などが変わるか？
- Q 2 民営化によって具体的にどのようなサービスが可能となるか？
- Q 3 保育士が入れ替わることになるが、子ども・保護者への対策は？
- Q 4 若く経験の浅い保育士が多くなり、保育水準が低下したり、
育児相談に十分な対応ができなくなるのでは？
- Q 5 民営化によって、現在、保育所で働いている保育士はどうなるのか？
- Q 6 民営化により保育料が高くなったり、保護者負担が増えたりしないか？
- Q 7 民営化によって入所手続きや入所基準が変わるのか？
- Q 8 民営化後、施設の改修などはどうするのか？
- Q 9 民営化しても公立保育所と同様に配慮を要する乳幼児を受け入れるのか？
- Q 10 民営化によって給食の質が低下したりしないか？
- Q 11 民営化後の町のサポートはどのようになるのか？

【民営化計画について】

Q 1 なぜ民営化するのか？

近年は、少子化や核家族化、女性の社会進出が著しくなっています。加美町でも同様の状況にあり、低年齢から保育所にお子さんを預け、子育てをしながら働きたいと願う保護者が増加しています。また、保護者の就労形態や生活スタイルが多様化し、新たな保育ニーズも求められる状況にあります。

一方、長引く景気の低迷と厳しい財政状況を踏まえ、町は限られた経営資源の中で、コンパクトな行財政運営を進めるため、「加美町行財政改革取組方針」に基づき、持続可能な魅力あるまちづくりを進めているところです。

このようなことから保育行政においては、民間の活力をより積極的、効果的に活用し、多様化する保育ニーズに対応することが大切だと考え、中新田保育所の民営化を進めることとしました。

Q 2 中新田保育所が直面している課題は何か？

・施設設備の修繕箇所の増加

平成17年12月に開所以来、16年が経過し、修繕が必要な箇所が年々増えています。

・保育士不足

少子化ではあるのですが、全国的に保育施設は増える一方で保育士不足の傾向があります。待機児童はおりませんが、どの学年も保育士数に余裕がない状態です。加美町でも新規採用募集を行っていますが、適正配置の保育士が確保できない状況にあります。

・個別に配慮を必要とする児童の受け入れ

乳幼児は発達に個人差があり、低年齢の児童ほど個別の配慮が必要となります。また、保育所は障がいのあるなしにかかわらず、すべての子どもが通える施設となっています。全国的にここ数年、個別に配慮の必要なお子さんが増え、クラスの1割程度とも言われています。

Q 3 民営化してどの程度経費が削減できるのか？

令和 2 年度決算における中新田保育所の児童 1 人あたりの 1 年間の経費は、125 万 6,180 円です。経費の多くは人件費で、その他に施設の維持管理費や運営費などとなっています。中新田保育所が民営化になった場合には、国、県、町の合計で約 5, 4 0 0 万円の経費が削減できます。

民営化による町の負担軽減見込み（令和 2 年度決算額）

	中新田保育所	民営化になった場合	比較
①年間経費	223,600,000 円	169,119,000 円	△54,481,000 円
②国・県からの補助	142,753,000 円	126,839,250 円	△15,913,750 円
③保育料等の収入	8,186,000 円	8,186,000 円	0 円
④実質的な町の負担額 （①－②－③）	72,661,000 円	34,093,750 円	△38,567,250 円
⑤園児数 （令和 3 年 3 月 31 日）	1 7 8 名	1 7 8 名	
⑥園児 1 人あたりの経費 （①/⑤）	1,256,180 円	950,107 円	△306,073 円
⑦園児 1 人あたりの町の 負担額（④/⑤）	408,208 円	191,538 円	△216,670 円

中新田保育所の運営費は、町が全額負担となりますが、民間園の運営費は、町、県がそれぞれ 1/4、国 2/4 の負担となり、町の経費の削減が見込まれます。民間園になったとしても、保育内容については、厚生労働省で定められている保育所保育指針に基づいて保育を行いますので、保育の質が低下することはないと考えます。

Q 4 保育士が不足するのであれば、新規採用を増やすべきではないか？

現在加美町では、毎年、保育士、保育教諭の採用を行っております。令和 2 年度は 1 名、令和元年度は 1 名の採用となっています。各保育施設では、毎年たくさんの保育実習生を受け入れておりますが、地元の保育施設に就職を希望する学生が少ないように感じています。仙台市でも、新規採用が困難な状況のようです。特に、若い保育士・保育教諭は都市部に就職することが多く、公務員として採用してもなかなか若い人は集まらないのが現状のようです。県内のある町では 3 年間、毎年 3 人ずつ内定を出しましたが、一人も採用に至らなかったというケースもあります。

中新田地区に関しては、民間の認定こども園、幼稚園、小規模保育園があります。どの保育施設も毎年、たくさん子ども達を受け入れていただいております。

人材の問題は、財政面の問題と一緒に考えていかなくてはならないと思います。町職員を 1 名採用し、その職員が退職するまでの人件費、一説では総額 2 億円とも言われています。地方公務員を採用することは、大きな財政負担を背負うという一面があります。このようなことから町では職員数を極力抑え、さらに先を見据えた視点で考えなければいけないと思っています。

Q 5 民営化は、町の責任の後退、または放棄にならないか？

児童福祉法第24条第1項に、保育の実施に関する市町村の責任が明記されておりますが、保育そのものを直営で行うかについて、市町村の判断によるものとされています。運営形態として公立保育所でなければならないという意味ではなく、保育そのものを直営で行うか、民間に委託するかは市町村の判断によるものとされています。

民営化後も町は、一定期間継続して運営状態などを逐次確認する方向でいます。従って町の責任の後退、または放棄するものではないと考えます。

Q 6 加美町は私立園が少ないのか？

加美町は、中新田地区のみ私立園があります。

産休明け～2歳児を受け入れる小規模保育園、1～5歳児を受け入れる認定こども園、満3歳～5歳児までを受け入れる私立幼稚園です。小野田、宮崎地区には私立園はありませんが、通勤の途中で中新田地区の私立園に入園しているお子さんもおります。私立園は決して少なくはない状況です。

参考までに、近隣の市町村民間園は、大崎市：42園、色麻町：0園（R6に公立の保育施設は民間の認定こども園新設予定）、美里町：小規模保育園4園、認定こども園1園、涌谷町：保育園1園となっています。



Q 7 民営化のメリット、デメリットは？

《メリット》

- ・特別保育といわれる、病後児保育、特別支援保育など働く保護者や特別な教育的ニーズのあるお子さんに応じた保育を提供致しますので、さらなる保育の質の向上が見込まれます。
- ・民営化された保育園は、運営費に対し、国(1/2)、県(1/4)の補助制度があり、町の負担 1/4 と大幅に軽減されます。
- ・保育料に関しては、町で定める金額となりますので値上がりすることはありません。

《デメリット》

- ・民営化の移行期は慣れ親しんだ職員が変わり、子ども達や保護者が戸惑うことがあると言われます。



参入事業者が決定しましたら、子ども達と新しい先生方との時間を確保し、進級する前に少しでも慣れ親しめるように配慮したいと考えています。

保護者のみなさまには、新しい保育所の方針などを丁寧に説明し、安心して預けられるように努めていきたいと考えています。

- ・長年、中新田保育所を利用されている保護者の皆様は、経営主体が変わることへの不安が予想されます。



中新田保育所のよい点や保護者が望んでいることを踏まえて、園の経営が極端に変わることのないよう努めていきたいと思います。

Q 8 最終的には、すべての町立の幼児教育・保育施設が民営化されるのですか？

現在検討しているのは、中新田保育所の民営化です。小野田地区、宮崎地区に関しての民営化の検討はしておりませんが、出生数の減少に伴う園児数の低下が著しくなっていることから、町立認定こども園の統合を検討しています。

Q 9 民営化する保育施設をどのようにして決めたのか？

なぜ、中新田保育所を民営化するのか？

中新田保育所の民営化については、令和３年度に中新田保育所民営化庁内検討委員会（副町長、教育長、課長７名で構成）にて検討を重ね、その後、学識経験者や私立園の園長先生、保護者の代表、区長さんや婦人会のみなさんで構成する「加美町立幼児教育・保育施設再編検討委員会」において５回の審議を行ってきました。民営化については賛成の声が多かったのですが、現在、通っている児童や保護者やこれから入所させようと思っている保護者が安心して通えることを第一に考えてほしいという意見をいただきましたので、町としてもそれらの意見を尊重して進めたいと考えております。

尚、中新田保育所は、比較的経過年数が少なく、入所希望する保護者が多い保育所です。また、保育の需要及びサービスのニーズも高く、立地条件やアクセス等が良好であるなどの条件を満たす保育所です。これを踏まえて検討した結果、中新田保育所が条件を満たし、今後も乳幼児保育の需要が見込まれることなどから決定しました。

Q 10 これまで検討してきた内容は？

庁内検討委員会では、民営化を進めるにあたり、町民や事業者に一定の基準を示すことにより、民営化に対する保護者の不安を解消して円滑な移行を図るとともに、より良い事業者の参入を促すことを目的として「中新田保育所民営化ガイドライン（案）」を作成しました。

加美町幼児教育・保育施設再編検討委員会では、町長より委員会へ中新田保育所の民営化と幼稚園等の適正規模、適正配置の２つの諮問を受けました。委員１６名はそれぞれの部会に分かれ、詳細な検討を行いました。部会終了後には、全体会を行い、それぞれに話し合った内容を報告し、再協議をするなど、きめ細かい審議を行いました。

中新田保育所民営化について、以下のことについて協議し、令和４年１月、加美町立幼児教育・保育施設の再編について町長に答申しました。

- ・特別保育(病後児保育、産休明け保育、特別支援保育)事業の導入
- ・民営化による行財政効果
- ・子育て家庭への支援
- ・施設の現状と今後の改修計画
- ・民営化後の職員（正規職員、会計年度任用職員）の配置計画と処遇
- ・民営化後の町と民間保育施設の体制づくり

【民営化の手法や移管先法人について】

Q 1 民営化までのスケジュールや手順は？

町では、令和 6 年 4 月の民営化を目指し、令和 3 年度に町の方針をお示しし、保護者のみなさん等への説明をしたいと考えております。その後、令和 4 年度夏ごろを目途に、参入事業者を決定し、その事業者による説明会を開催する予定です。

尚、移管するまでには、事業者公募、事業者選定委員会での選定作業、事業者の決定、三者協議会（保護者、事業者、町で構成）における協議、合同保育（新旧保育士による）の実施を経て、移管が完了する流れとなります。

※三者協議会は、民営化後も定期的に行われ、良好な保育環境の構築を図ります。

Q 2 民営化の方法を民間委託ではなく、民間移管としたのはなぜか？

設置及び運営の方法としては、現在の中新田保育所のように町が設置運営する「公設公営」方式、運営を民間に委ねる「公設民営」方式、設置主体は町ですが、民間が設置運営する「民設民営」方式があります。

そのうえで民間委託の場合は、「公設民営」方式となり、設置者、土地、建物の所有者は町のままであるため、委託を受けた民間団体（委託先法人）が新規事業を展開するためには、町との協議が必要になるなど公立とほぼ同様の運営方法となってしまうため、委託先法人の運営に様々な制約となります。

このようなことから、保護者の要望等に対応するなど、民間ならではの柔軟性を活かすため、民間への移管（民設民営方式）の手法としたものです。なお、この手法によって完全な民間施設となることから、国、県からの補助金（運営費負担金）が交付されるので、町としては、その分を他の保育サービス等に振り分けることが可能となります。同様の理由として、指定管理制度を利用した「公設民営方式」についても、指定管理は有期契約となり、保育士等の職員の長期雇用ができないことから、指定管理制度は採用しません。

Q 3 移管先法人をどのように選定するのか？

移管先法人の選定については、町民や学識経験者、保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式（プロポーザル）により選定します。事業者の安定性や継続性とともに、保育の質を維持、向上できる、より優良な事業者を設定することを基準にします。

選定にあたっては、以下の点を重視します。

- ・児童福祉の理念、公共性、公益性をもった事業主であること。
- ・多様な保育ニーズに対応するため、町が指定する条件に基づき、よりよい保育を実施すること。
- ・保育の方針や内容が、子どもの発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ・保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ・資金計画や事業運営において、健全性や透明性を確保していること。
- ・加美町の自然と文化等の地域性に対して、十分に理解のある事業者であること。

Q 4 移管した法人が、万が一、経営破たんした時はどうするのか？

引継ぎ法人は、原則として経営が安定し、実績がある法人を選定することとしており、選定に関しては、事業主体として継続性や安定性等を総合的に勘案するとともに、保育内容を継続・向上できるか審査いたします。

評価基準におきましても、専門的な知識を有する学識経験者などの意見を踏まえて決定するため、経営不振や事業の継続が見込めない事業者は選定されないと考えています。



Q 5 引き受ける法人のメリットは何か？

引き受ける法人にとっては、主に次のようなメリットがあげられます。

- ・新設することなく、既存の施設、設備、入所している児童をそのまま引き継ぐことができ、保育所開所にかかる経済的な負担やリスクが少ないこと。
- ・事前の協議等を通じて保護者や行政との連携が密になることから、利用者のニーズに対応した保育の実現が可能となります。
- ・地域に根差した保育所としての役割や地域コミュニティ内での理解、協力がすでに確立されているため、スムーズな保育所運営が可能となります。

新規に土地を用意し、建物を新築して保育所を開設するには、莫大な経費が必要になりますが、ある程度老朽化した施設を引き受けたとしても、少なくとも大規模な改修、改築が必要となる時期までは、既存のまま使用可能な施設、設備、備品等は無償で譲渡されるとともに、土地についても無償で貸与されることを踏まえた場合、引き受ける法人のメリットは十分にあると思われます。

Q 6 民営化後の法人のメリットは何か？

民営化を引き受けた法人は、その後の利益を何で賄うのか？

保育所を運営する法人として、金銭的なメリットはありません。

保育所は営利を目的とした「企業」ではないので、そもそも利益という考え方自体が異なります。

例えば、私立の保育園を運営している社会福祉法人、学校法人、株式会社設立についても、年間運営経費の 1/12 以上の現金が事前に必要であるなど、運営や会計、余剰金の取り扱いについても厳しい制限があり、法律上、収益を大きく出せる仕組みになっていません。そのようなことから、保育所を運営する中で金銭的なメリットを求めること自体、非営利法人の性質にそぐわないものであると言えます。ただし、国からの補助金等の支援があるほか、税法上も公益法人としての扱いとなり、税負担の優遇措置があるなど、一般的な企業と比較して、はるかに手厚い保護がなされています。

【民営化後の保育内容等について】

Q 1 民営化にした場合、保育内容や行事などが変わるか？

保育所は、保育内容については、厚生労働省で定めている保育所保育指針に基づいて保育を行っております。民営化した場合にも、保育内容が大きく変わることはありません。また、行事についても同様ですが、原則として今まで実施してきたよと思われる行事については、引き続き実施していただけるように調整をしていきたいと考えております。

Q 2 民営化によって具体的にどのようなサービスが可能となるか？

町は民営化の条件として、下記の項目をあげています。

・病後児保育

お子さんが発熱等の急な病気となった場合、病院を受診し、保護者や家族の方が、回復するまで一緒に過ごすことと思います。お子さんの体調がよくなり、仕事の関係でどうしても休むことができない場合、保育室以外の専用スペースで、看護師が預かる保育のことです。

・産休明け保育（生後５７日目からの保育）

現在は、小規模保育園のみ産休明け保育を実施しています。移管先の保育所が実施すれば、働く保護者のサービスに繋がると考えます。

・特別支援保育

保育所は、すべての子どもが日々の生活や遊びを通して共に育ち合う場です。

特別支援保育は、発達に遅れや偏りがあり、特別な保育ニーズをもつお子さんを可能な限り受け入れるものです。保育施設の利用が可能であると認められ、同年齢の集団の中で保育が可能であり、互いに成長できる保育と考えています。

・延長保育（開所時間１２時間以上）

現在の中新田保育所も７時から１９時の開所時間となっています。長時間にわたる保育によって、子どもの心身の負担が生じることのないよう家庭との連携も密にしていますが、遠方に勤務されている保護者にとっては安心して預けることができるように致します。

・子育て支援事業

保育所を利用していない子育て世帯が一人で悩んだりしないように、保育所が地域に住む乳幼児やその保護者に対して、保育所のスペースを開放する事業です。子育て世帯の保護者が一緒に集い、悩みを話したり、相談する場であり、保護者の交流の場も兼ねています。

Q 3 保育士が入れ替わることになるが、子ども・保護者への対策は？

民営化においては、職員が入れ替わることによる子ども達への影響を最小限にする必要があります。

移管準備期間中に町の職員と法人の職員が合同で保育を行い、子ども達が安心して新年度を迎えられるように、ある程度の期間を設けます。

また、子ども達の負担も考慮し、極端に変わることのないよう運営してもらえよう進めていければと考えております。

同様に保護者への影響も最小限にしなければなりません。保護者のみなさんのご意見も参考にしながら進めていこうと考えています。

Q 4 若く経験の浅い保育士が多くなり、保育水準が低下したり、育児相談に十分な対応ができなくなるのでは？

民営化後の職員の配置については、所長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものであるとともに、専任職員とすることなどを運営の条件としています。

また、今後の協議により「公立保育所等に勤務していた会計年度職員の保育士で、本人が希望する場合は移管先の法人で継続雇用する」などの条件を付け加えることで、偏りのない職員構成が可能になり、育児相談などにも対応できると思われます。

Q5 民営化によって、現在、公立保育所で働いている保育士はどうなるか？

正規職員は、人事異動により町立認定こども園（小野田、宮崎地区）に勤務することになります。また、会計年度職員の保育士等の資格のある方は、本人の希望や移管先法人の意向に基づいて調整し、移管先法人の職員として引き続き勤務してもらうことも可能になります。また、資格のない方につきましては、町として、保育士等の資格を取得希望がある場合には、今後、資格取得のための助成制度も考えていこうと思っています。

Q 6 民営化により保育料が高くなったりしないのか？

民営化されても保育の実施主体は町ですので、保育料の決定は公立、私立とも町が行うため、保育料は変わりありません。また、平成28年4月より子ども・子育て支援新制度が改訂になり、令和元年10月から3歳以上の児童の保育料は無償になっています。

保護者負担は大きく増えることはないと考えます。

Q 7 民営化によって入所手続きや入所基準が変わるのか？

入所手続きに関しては、毎年11月から入所申し込みを開始していますが、令和5年度は10月から私立、公立共に町に申請していただき、入所手続き、入所基準も今までと変わりはありません。出生前でも申請できます。

（転入などの事情で途中入所を希望される方も、申請をしていただければ入所できますが、希望の保育施設に入所できない場合もありますのであらかじめご了承ください。）

Q 8 民営化後、施設の改修などはどうするのか？

原則として施設、備品、遊具等は法人に対して譲渡する形で移管しますので、移管後は、既存の私立園と同様に法人が改修等を行うことになります。その際には、その時点で私立園向けの国の補助制度に合わせて、町も負担すべき金額を補助します。国の補助制度では、運営費と同様に私立園には直接交付されず、国からの補助金（1/2）が一旦町に入った後、町が1/4を上乗せして払うことが決められています。

つまり、法人の負担分は、基本的に改修費用における国基準の1/4で済むことになります。

Q 9 民営化しても公立保育所と同様に配慮を必要とする乳幼児を受け入れるのか？

現在、町内の保育施設では、公立、私立を問わず、配慮を必要とする乳幼児、発達に課題を抱えている乳幼児など、入所希望の段階で把握し、保育施設や保健師等と協議し受け入れております。（保育施設の利用が可能で、同年齢の集団の中で共に過ごすことが可能な場合に限ります。）

民営化しても働く保護者の要望に応えながら、受け入れるように町でも検討していきたいと思っています。

Q 1 0 民営化によって給食の質が低下したりしないか？

給食に関しては、移管先法人に対し「自園調理方式による完全給食の実施」や「児童の体調や食物アレルギー児童への対応」、「食育への取り組み」など、民営化されても公立と同様の取り扱いをお願いすることになります。

なお、給食の単価は、児童 1 人にかかる 1 ヶ月あたりの基準を国が定めており、この基準は公立、私立とも変わりありません。給食の献立についても「食事摂取基準」に基づいた栄養価も考慮した食事を提供することになります。

Q 1 1 民営化後の町のサポートはどのようなになるのか？

民営化後は、移管先法人が運営条件や引き継がれた保育内容をしっかり行っているか、町の職員による訪問指導や三者協議会を一定期間継続して、保育内容を逐次確認するとともに、その運営状況を評価、公表することとしています。また、町は保育の質の維持向上のため、支援を行います。

